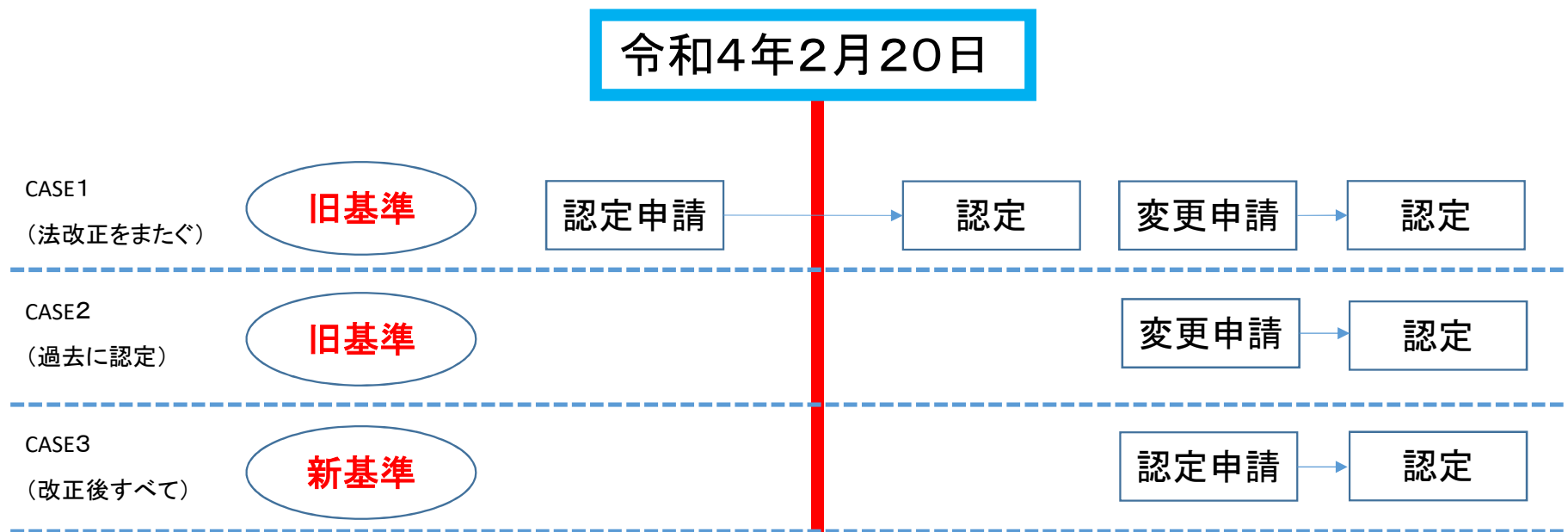


経過措置について

改正前に認定申請を行った場合、認定日が改正後であっても、改正前の旧基準が適用されます。
また、改正前の認定住宅について、改正後に変更認定等を行う場合も、旧基準が適用されます。



**施行日が日曜日のため、苫小牧市の受付は、施行日前:2月18日(金)、
施行日後:21日(月)受付となります。**

※法改正をまたぐ申請は、性能評価機関との調整をお願いいたします。